本件区間は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第３条第１項の規定に基づき、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路に指定（平成21年国家公安委員会・国土交通省告示第１号）され、本件事業は、特定交通安全施設等整備事業として行われるものである。

本件事業の完成により、右折車線及び自転車歩行者道が設置されることなどから、交差点における交通混雑の緩和及び交通事故の防止が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行ったところ、大気質及び振動について環境基準等を満たすものと評価されており、騒音については一部環境基準等を上回るものの、低騒音舗装の施工により、環境基準等を満たすものと評価されていることから、本件事業の施行に当たり起業者はこれらの措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、交差点における交通混雑の緩和及び交通事故の防止を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定に基づき、現道拡幅方式で右折車線及び自転車歩行者道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に適合していると認められる。

本件区間におけるルートとしては、右折車線を設置するには、現道の拡幅が必要となるため、北側拡幅案（申請案）、両側拡幅案及び南側拡幅案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案を比較すると、申請案は、支障物件が最も少なく、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案し、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

本件区間は、３⑴で述べたように、右折車線が設置されておらず、また歩車道の区別がなく、路肩も狭くなっており、交通混雑及び交通事故が発生していることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県加古川市役所

国会事項

衆　議　院

議案提出

六月三十日議員から提出した議案は次のとおりである。

天皇陛下御在位二十年を記念する日を休日とする法律案（森喜朗外十二名提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

質問書提出

六月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国立大学医学部附属病院長会議常設委員会が平成十四年三月に発表した提言に対する文部科学省の関与に関する質問主意書（松本大輔提出）

平成二十一年六月二日、第二十二回海外経済協力会議において決定された国際協力機構における海外投融資の再開とそれに向けた検討プロセスに関する質問主意書（前田雄吉提出）

原爆症認定訴訟に関する質問主意書（阿部知子提出）

日本のロボット技術を世界標準にするための政府の支援に関する質問主意書（滝実提出）

一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」に係る外務省事務次官経験者の証言に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

在ロシア連邦日本国大使館員に支給されている住居手当等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

外務省の在外公館派遣員制度に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

いわゆる足利事件における検察庁の責任に関する第三回質問主意書（鈴木宗男提出）

答弁書受領

六月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小宮山泰子提出日本政府の対ミャンマー（ビルマ）政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人提出農地法改正に伴う農地賃借の緩和に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人提出金融取引に対する事前および事後の規制を充実させるための施策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人提出国連憲章の旧敵国条項（第五十三条、第百七条）に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人提出日本国号に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出裁判官と検察官の人事交流に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出北方四島返還方針の堅持を政府に求める意見広告に対する政府の認識等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出北方領土問題に係る我が国の対応の変遷等についての麻生太郎内閣総理大臣の認識等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出北方四島の我が国への帰属確認を段階的に行うことはしないとした麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出政府による補正予算を用いたいわゆる国立漫画博物館の建設の是非等に関する第二回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出いわゆる足利事件について最高検察庁次長検事が謝罪した件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出いわゆる飯塚事件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出国会議員の世襲に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出北方領土問題等解決促進特別措置法の改正に対するロシア側の抗議等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男提出政府による我が国の領海画定と一九六〇年の日米安全保障条約改定に際したいわゆる「核持ち込み密約」との関連性等に関する質問に対する答弁書